

高山市児童生徒等の重大事態調査委員会

岐阜市の事例から学ぶ重大事態の  
未然防止と行政の役割について

2020年3月25日

於：高山市役所

岐阜大学大学院教育学研究科 橋本治

本日の予定

1. はじめに(5分)
2. 令和元年度「岐阜市の教育」公表会(25分)  
—いじめ問題対策委員会からの報告—
3. 重大事態の未然防止と行政の役割( 分)
4. 各委員からの提言( 分)

令和元年度「岐阜市の教育」公表会

いじめ問題対策委員会から  
市民の皆様への報告

令和2年1月11日(土)  
於:じゅうろくプラザ  
岐阜市いじめ問題対策委員会

目次

はじめに	・・・1
第1章 調査組織と調査の経過	・・・2
第2章 要約	・・・4
第3章 認められた事実	・・・7
第4章 自死の要因に関する検証	・・・27
第5章 いじめの心理	・・・36
第6章 実効性のある再発防止策の提言	・・・41
第7章 まとめ	・・・99
おわりに	・・・100

## 調査の経過

回数	開催日	開催時間	場所	主な内容
第1回	7 12 金	18:30～20:00	岐阜市役所	・諮問 ・市内中学校で発生した「重大事態」に係る概要について ・今後の調査の進め方について
第2回	7 24 水	16:00～18:00	岐阜市役所	・生徒へのアンケートの調査票について ・調査結果について
第3回	8 8 木	15:00～17:00	岐阜市役所	・聴き取り調査の対象生徒の選定について
第4回	8 20 火	13:00～15:15	岐阜市役所	・生徒への聴き取り調査の対象者について ・調査日程について

第5回	8 31 土	第I部 8:15～8:30 第II部 16:20～17:00	当該中学校	・生徒への聴き取り調査方法について ・生徒への聴き取り調査の実施 ・生徒への聴き取り調査の様子について
第6回	9 1 日	第I部 8:15～8:30 第II部 16:20～17:00	当該中学校	同上(生徒への聴き取り調査の実施)
第7回	9 5 木	第I部 8:15～8:30 第II部 17:20～17:45	当該中学校	・教職員への聴き取り調査方法について ・教職員への聴き取り調査の実施 ・教職員への聴き取り調査の様子について
第8回	9 6 金	第I部 8:15～8:30 第II部 17:20～17:45	当該中学校	同上(教職員への聴き取り調査の実施)
第9回	9 20 金	第I部 13:45～14:00 第II部 16:30～17:00	岐阜市役所	・教育委員会への聴き取り調査方法について ・教育委員会への聴き取り調査の実施 ・教育委員会への聴き取り調査の様子について

第10回	9 27 金	10:00～15:00	岐阜市役所	・生徒への聴き取り調査の結果報告
第11回	10 17 木	10:00～15:00	岐阜市役所	・教職員及び教育委員会への聴き取り調査の結果報告
第12回	11 1 金	14:00～16:00	岐阜市役所	・本生徒へのいじめに係る事実認定について ・いじめに対する学校等の対応について ・いじめと転落死との因果関係について
第13回	11 22 金	14:00～16:00	岐阜市役所	・実効性のある再発防止策について
第14回	12 5 木	14:00～16:00	岐阜市役所	・調査結果報告書について「いじめが主要因」
第15回	12 19 木	14:00～16:00	岐阜市役所	・調査結果報告書について「いじめが主要因」
第16回	12 23 月	13:00～14:30	青少年会館	・答申「学校の対応不十分」

## 要約

令和元年7月3日、岐阜市立中学校3年生(14歳)が転落死をした件で、「第三者委員会としての岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会」(以下「本委員会」という)が設置された。

事件の当初より、「いじめがあったのではないか」「教員間の連携が悪かったのではないか」ということが指摘されていたが、依頼された諮問内容は、以下の4つである。

- 1 当該生徒へのいじめに関する事実関係について
- 2 いじめに対する学校等の対応の事実確認及び検証について
- 3 いじめと当該生徒の死との関係について
- 4 実効性のある再発防止策の提言について

本委員会は、「いじめがあったのではないか」「教員間の連携が悪かったのではないか」等に対する詳細調査をした上で、報告書を以下の7章にまとめた。

第1章では、「調査組織と調査の経過」について述べる。

第2章は、本「要約」である。

第3章では、「認められた事実」について、「表1 いじめの事実認定34件」と「      」に基づき、

### 表1 いじめの事実認定34件(公表分23件)

- 4 部活でボールを思い切り投げつけたり、ラケットでボールをテニスのサーブのような形で打ってぶつけたりする
- 5 部活で本生徒の用具を勝手に使い、投げ捨てる
- 6 文房具を隠す、取られないように渡し合う
- 7 消しゴムを外や廊下に投げて取りに行かせる
- 8 給食の時に好きな食べ物を取り上げたり、嫌いな物を押しつけたりする
- 9 **ビンタをする(回数、頻度、強度がいずれも徐々に悪化)**
- 10 部活で試合の賭け事を強要してビンタなどをする
- 12 ノート・ファイルへの悪質な落書きをする
- 17 カッターシャツのボタンを引きちぎる
- 18 漫画を買わせる
- 19 本(漫画)を借りに行かせる
- 20 **「金払う」「サンドバックになる」「会うたびに土下座」からの選択を強要する**

### いじめの事実認定34件(公表分23件)

- 21 巨額の金銭を支払わせる内容の誓約書を書かせる(卒業後も毎月1000円支払うことを要求)
- 22 金銭を要求する(2万円以上)
- 23 **トイレの大便器(和式)の前で土下座からおじぎをさせる**
- 24 **大声で「本生徒がトイレに頭を突っ込んだ」と教室で言いふらす**
- 25 **トイレで土下座をさせた後、「もう1回トイレに行く!？」と脅す**
- 29 水泳の際、身体にマジックで落書きをする
- 30 大会の団体戦で敗れた際、ペットボトル(あるいは水筒)を壁(あるいは床)にぶつける
- 31 蹴る・殴る・首を絞める
- 32 部活で試合の賭け事を強要して現金を要求する
- 33 自分で破損させた部活の道具代を要求する
- 34 親の悪口を直接本人に言う

第3章は、4つの観点からまとめている。すなわち、  
第1節「本生徒と家族との関わり」、  
第2節「事案発生に至る経緯」、  
第3節「いじめが疑われる行為に対する学校の  
組織的対応について」、  
第4節「教育委員会と学校の関係」である。

第4章では、「自死の要因に関する検証」について、  
第1節「本生徒はいじめを受けていたか」、  
第2節「いじめと自死との因果関係」にまとめて  
いる。

その結果、本委員会として、「本生徒の死」を  
以下のように捉えた。

- 1 多くの「いじめ」が日を迫る毎に激しくなり、  
自死の主要因となった。
- 2 学校はいじめへの対応の不十分さによって、  
いじめの激化を止めることができなかった。

**第5章**では、「いじめの心理」について、  
第1節「本生徒の心理」、  
第2節「いじめに向かう心理」、  
第3節「教師といじめの関連」でまとめている。

第6章「実効性のある再発防止策の提言」では、  
まず第1節で、「法」と「国の基本方針」に基づいた  
対応について述べる。

次の第2節「いじめへの具体的な取り組みの考  
察」について、

第3節「教員への提言」、  
第4節「学校への提言」、  
第5節「教育委員会への提言」を通して述べる。  
第6節「4つのキーワード」では、1「ダブルチェッ  
ク(複数の目で情報共有)」、2「フィードバック  
(報告・指示の確認)」、3「保護者への連絡」、4  
「解決に向けた経過観察(見守り)」を通して全  
体を考察していく。  
第7節では、「自死の防止に寄与する教育・指  
導の推進」について述べる。

第7章は、全体の「まとめ」である。

6月17日(月)の「アンケート」(第3章 認められた事実より)から、6月27日の「学校いじめ防止等対策推進会議」までの具体的な取り組みの詳細を考察して

日時	具体的な取り組み	認識	法からのコメント	考察位置
6月17日 ～ 6月21日、 24日	担任は、アンケートを集計して学年主任に提出する。報告文は、「」学年主任は、それを生徒指導主事に提出する。	担任は、アンケートを集計する際、「」を「いじめという認識」でみていない。提出された資料は、「」が抜けしており、学年主任・生徒指導主事とも「いじめ(いじめの疑い)」という認識を持ってはいない。	提言⑤と同じく、 <u>国の基本方針P6</u> <u>いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。</u>	第3節 教員への提言⑥ 第4節 学校への提言⑥ 第5節 教育委員会への提言⑥

#### 教員への提言⑥

##### 国の基本方針P6

「いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。」について

##### 提言

担任が、アンケートを見た時に即日対応ができなかったことは、「教員への提言⑤」で述べたが、さらに、6月21日(金)が提出期限の「学校生活に関するアンケート 学級別集計用紙」を作成する際、「いじめ」という文字を記したにも関わらず、「学校いじめ組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。」という認識が持てなかったことは問題である。

さらに、これがもし給食の件を指していたとしても、「」 「いじめの疑い」と認識すべきであり、国の基本方針P6のとおり、「いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ組織に報告し、学校の組織的な対応につなげ」なくてはならない。

### 学校への提言⑥

#### 国の基本方針 P6

「いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。」について

#### 提言

「学校への提言⑤」で述べたとおり、アンケートの結果は、担任の手元にあつて組織にはつながれていなかった。

一方、アンケートの集計用紙が、「学年主任」へ、その次には「生徒指導主事」へ届いている。当該用紙には、「          」が抜け落ちている。

しかし、「          」だけをとつても、国の基本方針 P 6 「いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。」のとおり実践すべきであった。

### 教育委員会への提言⑥

#### 国の基本方針 P6

「いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。」について

#### 提言

担任が、アンケートを見た時に即日対応ができなかったことは、「教員への提言⑤」で述べたが、6月21日（金）までに提出の「学校生活に関するアンケート 学級別集計用紙」を作成する際「いじめ」という文字を転記しながらも、「学校いじめ組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。」という認識は持っておらず問題である。

そして、担任が作成したアンケートの集計用紙が「学年主任」に、次に「生徒指導主事」に届いている。提出された報告は、「          」の部分が抜け落ち、正確さを欠いている。

しかし、「          」でもって、国の基本方針 P 6 「いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。」を实践すべきであった。

担任から学年主任・生徒指導主事に届く段階で、誰も「即日、当該情報を速やかに学校いじめ組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。」という行動につながっていないのは考えられない対応である。

教育委員会は、こうした状況に陥る事態も念頭に置きながら、学校及び教職員の指導にあたるとともに、研修の内容や方法の見直しなど防止策に取り組むべきである。

第6節において、4つのキーワード、・ダブルチェック(複数の目で情報共有)・フィードバック(報告・指示の確認)・保護者への連絡・解決に向けた経過観察(見守り)を通して総合的に考察していく。

### 3 キーワード「保護者への連絡」

今回の一連の流れの中で、「保護者への連絡」は一度もなされていない。

国の基本方針P7「いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが重要である。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行なわれたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行なわれることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。」

また、「学校いじめ防止基本方針」にも「保護者との協力態勢の確立」の中に、「生徒の努力の様子や気になること等について、懇談時だけではなく日頃から積極的に保護者に伝え、共に考え合っていくことを大切にします。」とある。

また、「いじめ問題発生時の初期対応」では「いじめの訴えがあった場合、学校は最優先課題としてとらえて即座に指導体制を組みます。学校は中立の立場で事実を確認し、聴き取りの内容の相違点・共通点を明らかにし、指導方針を立てた上でできるだけその日の内に解決できるよう努めます。その際、いじめの当事者になったと思われる生徒・保護者には、原則その日の内に来校していただくよう依頼します。」とある。

## おわりに(一部)

・・・どこまでが遊びで、どこからがいじめなのかの境界線がはっきりしない中、中学生自身は自身の感情や思考を正確にとらえているとは限らず、大人に隠そうとすることも多い。このような複雑な思春期の心理を理解し、生徒一人一人が健全な中学校生活を送れるよう教職員一同、今一度再確認をし、より良い学校運営が実現されることを願う。・・・また教育委員会において・・・、当該中学校の生徒、教職員、保護者への長期的なサポートをお願いしたい。

## 重大事態の未然防止と行政の役割

1. 重大事態の具体例(文部科学省)
2. いじめ問題の実態(データ)
3. 初期段階のいじめへの対応
4. いじめ対策見直しのためのチェックリスト20

いじめ(いじめの疑いを含む)により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

①児童生徒が自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合

○リストカットなどの自傷行為を行った。

○暴行を受け、骨折した。

○投げ飛ばされ脳震盪となった。

○殴られて歯が折れた。

○カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※

○心的外傷後ストレス障害と診断された。

○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※

○わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

いじめ(いじめの疑いを含む)により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

③金品等に重大な被害を被った場合

○複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。

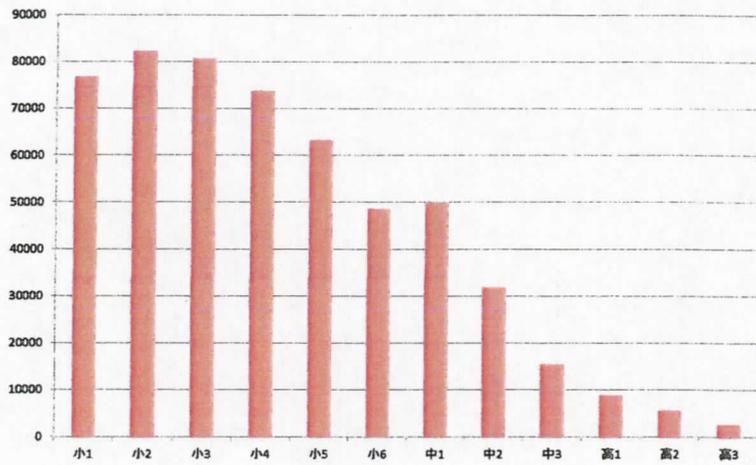
○スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○欠席が続く(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。

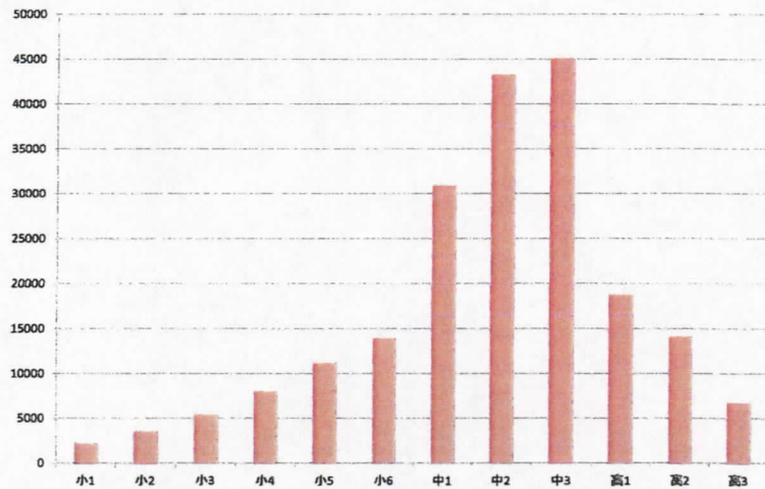
※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

図1 いじめの認知件数 学年別



平成30年度:文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

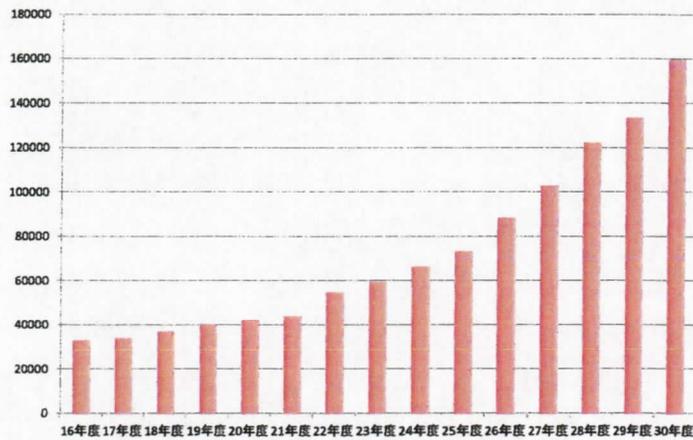
図2 学年別不登校児童生徒数



平成30年度:文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より  
 (高等学校は、進路変更を除く中途退学者と不登校生徒数を合わせて表示)

\* 中1ギャップは、2.2倍:中1が増加するも小6がそれ以上に増加(3年で2倍)のため

図3 児童相談所における児童虐待に関する  
相談対応件数の推移



資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

25%、S氏56%

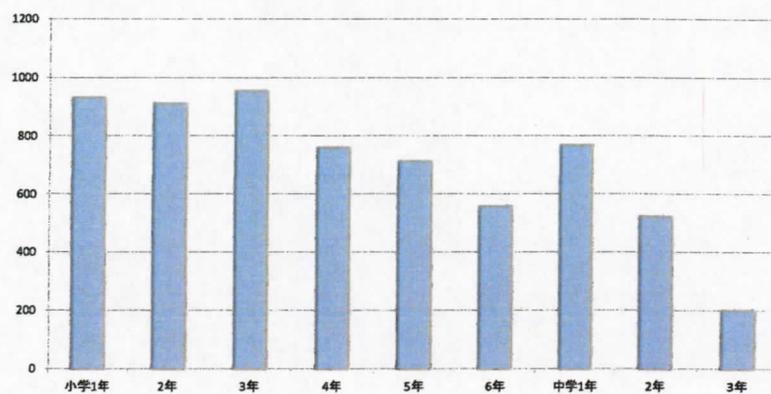
表1 自殺した児童生徒

(平成24～30年)警察庁調べ

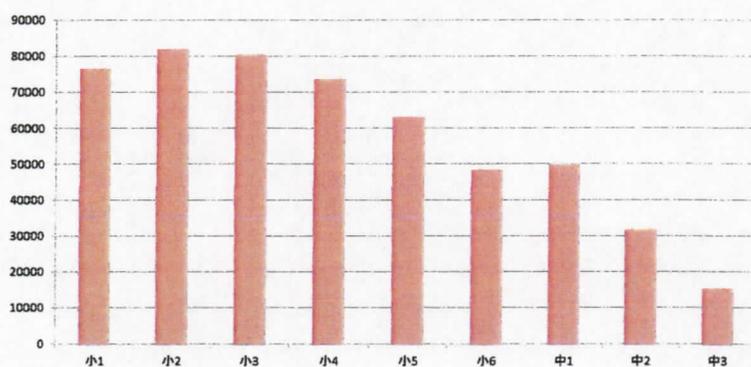
	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
小学校	8	8	18	6	12	11	7
中学校	78	98	99	102	93	108	124
高等 学校	250	214	213	241	215	238	238

### 図4 C県の発達障害及びその疑いの子

「延べ618校、人数=6339人」の巡回相談より  
 岐阜大学教育学部研究報告 第68巻第1号(2019)三島晃陽・橋本治



### 図5 いじめの認知件数 学年別



平成30年度:文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

## 感覚入力に対する敏感性

日本精神神経学会115巻6号P601~  
国立精神・神経医療研究センター松本氏

児童期に特徴的な情緒や行動などの精神医学的  
問題が臨床レベルにあるリスク

- ・自閉症状をもたない児童と比べて**13~200倍高い**
- ・不安やうつなどの情緒の問題だけに限定すると  
6倍~20倍(中央値**13倍**)**高い**

橋本:10倍強いとして、10のステップが必要

## 福井県の中2自殺(学校で) 東京新聞

- ・2017年3月宿題ができず自殺
- ・2017年10月第三者委員会が報告(10月15日)  
⇒「宿題ができないことに対する担任らからの叱責  
を悩み自殺」
- ・ご遺族「教師のいじめ」
- ・発達障害の疑いという報道  
⇒(10月17日)福井県内の小中高特計304校の校  
長・生徒指導主事、自治体の教育委員が会「発達  
障害の子どもへの配慮に関する大学教授の講義」  
を受けた、と報道

## 初期段階のいじめへの対応 岐阜新聞

### (1) いじめが起きる初期の段階(早期発見)

小学校・中学校・高等学校などの年齢にも起きうることで、いわば「初期消火」を意味します。

### (2) いじめとは呼べないような、人と人との関わりの形成期に起きる問題(未然防止)

幼稚園・保育園はもちろん、小学校低学年も含んだ「低年齢」という意味での対応

### (3) 人間関係ならどの年齢段階にもある

(早期発見・未然防止)

## 深刻な「いじめの重大事態」にしないために

- ・文部科学省:いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月)
  - ・いじめ対策見直しのためのチェックリスト20
  - ・重点的あるいは早急に見直すべき点の解説
- ① いじめが「解消している」状態
  - ② 発達障害を含む、障害のある児童・生徒・・・
  - ③ 東日本大震災により被災した、または原子力発電所事故により避難している児童・生徒・・・



# いじめ対策見直しのためのチェックリスト20

— 「いじめの防止等のための基本的な方針」改訂をふまえて

作成：橋本 治

チェックポイント	
1	<input type="checkbox"/> けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断するために「背景にある事情の調査」を実施しているか
2	<input type="checkbox"/> いじめ防止等のための取り組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりにかかる取り組み、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等）を実施しているか
3	<input type="checkbox"/> 「学校いじめ防止基本方針」の内容を、入学時・各学年の開始時に児童・生徒、保護者、関係機関等に説明しているか
4	<input type="checkbox"/> 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施状況を、学校評価の評価項目に位置づけているか
5	<input type="checkbox"/> 「学校いじめ防止基本方針」が適切に機能しているかについての点検（PDCAサイクルの実行等）を行っているか
6	<input type="checkbox"/> 全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が、児童・生徒の前でその取り組みを説明しているか
7	<input type="checkbox"/> 特定の教職員でいじめ問題を抱え込まず、学校が組織的に対応しているか
8	<input type="checkbox"/> いじめの情報共有の手順および情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めているか
9	<input type="checkbox"/> 就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対していじめの未然防止にかかる取り組みを企画・提案しているか
10	<input type="checkbox"/> 児童・生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進しているか
11	<input type="checkbox"/> 「24時間子供SOSダイヤル」や多様な相談窓口を確保し、児童・生徒に周知徹底しているか
12	<input type="checkbox"/> 相談の結果いじめの解決につながった具体的な事例（プロセス）を示すなど、児童・生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させているか
13	<input type="checkbox"/> いじめが「解消している」状態とは、少なくとも二つの要件（①いじめにかかる行為が3ヵ月以上止んでいること、②被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと）が必要であるが、満たしているか（詳細は、P29の重点的あるいは早急に見直すべき点①で）
14	<input type="checkbox"/> 「インターネット上のいじめ」への対応のために、情報モラルを身につけさせる教育を充実させているか
15	<input type="checkbox"/> 児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たっているか
16	<input type="checkbox"/> すべての教職員が「いじめ防止対策推進法」の内容を理解しているか
17	<input type="checkbox"/> いじめの問題に関する校内研修を、年に複数回実施しているか
18	<input type="checkbox"/> 発達障害を含む、障害のある児童・生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童・生徒の障害の特性への理解を深めているか（詳細は、P30の重点的あるいは早急に見直すべき点②で）
19	<input type="checkbox"/> 東日本大震災により被災した児童・生徒または原子力発電所事故により避難している児童・生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組んでいるか（詳細は、P30の重点的あるいは早急に見直すべき点②で）
20	<input type="checkbox"/> いじめ（疑いを含む）にかかる情報の報告・相談があったときは、即日、速やかに具体的な行動をとっているか